

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要領

(通則)

第 1 条 中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、中間市補助金等の交付に関する規則(昭和 40 年規則第 7 号)、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱の定めによるほか、この交付要領に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本市は、2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、2022 年 1 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2022 年 4 月に国が公募した「脱炭素先行地域」に選定された。脱炭素先行地域については、地域の再エネを最大限に活用して、2030 年度までに民生部門の電力の脱炭素化を実現することが求められており、国からの脱炭素先行地域を財政支援するための交付金を活用して、それに資する取組を進めることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 太陽光発電設備を設置し、公共施設の所有者等と電力供給契約を結ぶ事業者を本補助金の交付対象者とする。

(暴力団の排除)

第 4 条 次の各号に該当するものは、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業、対象経費、補助率等)

第 5 条 補助対象となる事業は、脱炭素先行地域に指定された本市の公共施設群及び野立てを対象に、太陽光発電設備などを電力会社等の第三者が所有、維持管理を行う第三者所有方式で導入する事業とし、その対象事業、補助率等は環境省が定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」に記載の事業のうち、別表に記載の事業とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交

付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 第1項の補助金の交付申請に当たっては、予算の範囲内で申請を行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付を決定し、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付決定通知書(別記第3号様式)を申請者に通知するものとする。

(交付決定内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするときは、あらかじめ中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金変更交付申請書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は前項の規定による交付変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めるときは、変更を承認し、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)を交付決定者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、補助金の決定があった後、事情の変更等により、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を市長に提出して承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による中止(廃止)承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、中止(廃止)すべきものと認めるときは、中止(廃止)を承認し、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金中止(廃止)通知書(別記第8号様式)を交付決定者に通知するものとする。

(設備設置事業者の選定)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 交付決定者は、設備設置事業者の選定に当たっては、北九州都市圏域の企業の活用について十分に配慮するものとする。
- 3 第三者所有方式で事業を実施する場合、選定事業者に交付される補助金額相当分が

サービス料金から控除されるものであること。また、適正に控除されていることを証明できる書類を具備すること。

(状況報告等)

第 11 条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告書の提出)

第 12 条 交付決定者は、補助対象事業の完了後 20 日以内に中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金実績報告書(別記第 9 号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び通知)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、書面及び必要に応じた現地調査により内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金額を確定し、その旨を交付決定者に対して中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付額確定通知書(別記第 11 号様式)を通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 この要領に定める補助金については、前条により交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、必要であると認められるときは、補助対象活動の完了前に第 7 条に基づき、決定された補助金の額の範囲内で概算払いすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金精算(概算)払請求書(別記第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容が適当と認められるときは、補助金の一括又は分割による概算払いするものとする。

4 概算払いを受けた交付決定者は、事業完了後精算するものとし、交付を受けた額に剰余が生じたときは、剰余金を返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第 15 条 市長は、交付決定者が第 9 条の補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 5 号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

(1) 交付決定者が、この要領等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合

(2) 交付決定者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

- (3) 交付決定者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 第4条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合
 - (5) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合(交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命じるものとする。

(取得財産の管理及び処分の制限)

- 第16条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
 - 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
 - 4 交付決定者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

- 第17条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について前条第3項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(その他)

- 第18条 交付決定者は、交付要領に疑義が生じたとき、交付要領により難い事由が生じたとき、あるいは交付要領に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、環境省が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領による。

附則

この要領は、令和5年11月27日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象事業の区分	補助率
太陽光発電設備導入	3分の2以内
蓄電池導入	
高効率換気空調設備導入	

※ただし、補助率については、財政力指数によるものは、この限りではない。

中間市長 様

所在地
名称
代表者の職・氏名

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付申請書

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金の交付を受けたいので、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業費及び補助金申請額

1 事業費	円
2 補助金申請額	円

2 事業実施予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 添付書類

(1) 中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金実施計画書 (別記第2号様式)

(2) 総事業費及び補助対象経費の補助対象施設ごとの内訳書

※実施計画書に記載の事業ごとに、総事業費及び補助対象経費の内訳書を作成し添付すること。

4 責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

別記第2号様式 (第6条関係) 中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金 実施計画書

番号	事業情報			事業費				事業効果 ※PVのみ記載			協力事業者	
	施設分類	施設名	住所	総事業費(円)	間接補助対象経費(円)	補助率	補助金額(円)	電気供給料金総額 (円) ①-④	再エネ導入量 (kW)	想定年間発電量 (kWh/年)		1kWh当たりの従量 単価(円/kWh)
				①	②	③	④=②×③					
記入例1	公共施設	中間市役所本館	中間市中間一丁目1番1号	15,000,000	9,000,000	2/3	6,000,000	9,000,000	40	51,200	10.3	●●(株)
記入例2	公共施設	中間市役所本館	中間市中間一丁目1番1号	20,000,000	15,000,000	2/3	10,000,000	10,000,000	-	-	-	□□(株)
1							0					
2							0					
3							0					
4							0					
5							0					
6							0					
7							0					
8							0					
9							0					
10							0					
11							0					
12							0					
13							0					
14							0					
15							0					
16							0					
17							0					
18							0					
19							0					
20							0					
21							0					
22							0					
23							0					
24							0					
25							0					
26							0					
27							0					
28							0					
29							0					
30							0					
合計							0					

様

中間市長

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金については、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要領第7条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによる。
補助金の額 円
- 3 交付決定者は、中間市補助金等の交付に関する規則、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要領及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱の定めに従わなければならない。

年 月 日

中間市長 様

所在地
名称
代表者の職・氏名

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金について、下記のとおり交付申請を変更したいので、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第8条1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額(変更)及び変更理由

変更後交付申請額	円
既交付決定額	円
差引交付申請額	円
変更理由	

2 事業実施予定期間(変更)

年 月 日 ~ 年 月 日

3 添付書類

別記第3号様式 別紙 中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金変更調書
※変更調書に記載の事業ごとに、総事業費及び補助対象経費の内訳書を作成し添付すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

第 年 月 日 号

様

中間市長

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金については、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要領第8条の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知します。

交付決定者は、中間市補助金等の交付に関する規則、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要領及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱の定めに従わなければならない。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請及びその添付書類のとおりです。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりです。

変更前補助金の額	円
変更後補助金の額	円
増減額	円

年 月 日

中間市長 様

所在地
名称
代表者の職・氏名

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金について、下記のとおり中止（廃止）をしたいので、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）をする事業
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）後の措置

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様

中間市長

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金中止（廃止）通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金については、年 月 日付けの中止（廃止）承認申請書に基づき、下記のとおり中止（廃止）を決定したので、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第9条2項の規定により通知する。

記

- 1 中止（廃止）をする事業
- 2 中止（廃止）年月日
- 3 中止（廃止）後の措置

中間市長 様

所在地
名称
代表者の職・氏名

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金について、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第 12 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績額 円

(補助金実績額の内訳)

本年度 交付決定額	本年度 補助金実績額	概算払 受領済額	差引交付額

2 事業実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日

3 添付書類
別記第 7 号様式 別紙 中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金実績調書
※実績調書に記載の事業ごとに、総事業費及び補助対象経費の内訳書を作成し添付すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

総事業費計(円)		間接補助対象経費計 (円)		確定補助金額 (円)	
----------	--	---------------	--	------------	--

事業番号	事業情報			事業費				事業効果			協力事業者	
	施設分類	施設名	住所	総事業費 (円) ①	間接補助対象経費 (円) ②	補助率 ③	確定補助金額 (円) ④=②×③	電気供給料金総額 (円) ①-④	再エネ導入量 (kW)	想定年間発電量 (kWh/年)		1kWh当たりの従 量単価 (円)
記入例 1	公共施設	中間市役所本館	中間市中間一丁目1番1号	18,000,000	12,000,000	2/3	8,000,000	10,000,000	50	64,000	9.1	●●(株)
記入例 2	公共施設	中間市役所本館	中間市中間一丁目1番1号	17,000,000	12,000,000	2/3	8,000,000	9,000,000	-	-	-	□□(株)
1							0					
2							0					
3							0					
4							0					
5							0					
6							0					
7							0					
8							0					
9							0					
10							0					
11							0					
12							0					
13							0					
14							0					
合計							0					

様

中間市長

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金については、年 月 日付けの実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第 13 条の規定により通知する。

記

確定額 金 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった 円については、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第 14 条第 4 項の規定により 年 月 日までに返還してください。

中間市長 様

所在地
名称
代表者の職・氏名

中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金の精算払（概算払）を受けたいので、中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	経費執行状況			概算払 受領済額④	差引請求額 ③－④
	実績額①	見込額②	合計③＝① ＋②		

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払受領済額②	差引請求額②－①

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）